

農地の中間的受け皿の整備・活用

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

我が国の農業の発展を図っていく上で農地の利用集積は喫緊の課題です。現在、国において農地の中間的受け皿の整備と活用が検討されていますが、これまで取り組まれてきた農地保有合理化事業等の実態を踏まえ、より実効性のある制度となるよう提言します。

【政策提言の具体的内容】

1 農地の利用集積の必要性

- ①農家の所得向上のため、農地を集積し、経営規模の拡大を推進することが重要です。
- ②農家戸数の減少、農業就業者の高齢化が進むなか、農業生産力を維持し、農業産出額を上げていくためには、優良な農地を担い手に集積していくことが重要です。

2 農地を集積するに当たっての課題

農地を集積が進まない理由として、農地の出し手では、他人に農地を委ねたくない、権利移動に係る手続きが面倒などの理由があります。一方、農地の受け手では、地権者と直接交渉するのに抵抗感がある、条件の良い農地が見つからないなどの理由が挙げられます。

農地保有合理化法人（県農業公社）は、これら出し手と受け手の間で農地を仲介する機能を有していますが、仲介実績が伸び悩んでいるのが実態です。

このような実態を踏まえ、現在検討中の農地の中間的受け皿について、以下の事項について充実を求めます。

3 提言の内容

(1) 農地の中間保有に係る経費への国からの十分な支援

かつて農地保有合理化法人では、農地の貸付先等が見つからない、貸付先等の経営不振により地代の回収が滞る、といった理由により多額の負債を抱え、事業を縮小してきた経緯があります。このようなリスクに対する国からの十分な支援が必要です。

(2) 出し手と受け手の間に入って調整する専門職員の設置への支援

農地を集積をより積極的に進めるには、出し手と受け手の間に入って農地の権利関係を調整する者が必要です。そのため、専門職員の設置とその人件費、活動経費に対する十分な支援が必要です。

【高知県担当課】 農業振興部 農地・担い手対策課